

# 山梨県公報

第二千九百九十九号

平成二十四年

一月三十日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

山梨県民保健医療意識調査の実施	三七
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	三八
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	四〇
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	四二
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	四二
悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正	四二
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第四第二号の4の備考ただし書、別表第七第六号の表備考1ただし書及び別表第八の備考1ただし書の規定に基づく知事が指定する甲府市の地域における区域の区分を廃止する告示	四二
山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第五付表第一号の規定に基づく知事が指定する甲府市の区域を廃止する告示	四二
道路の供用開始(二件)	四三
公 告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	四三
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告	四三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	四四
公共測量の実施	四六
公共測量の終了	四六

## 告 示

### 山梨県告示第三十三号

山梨県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和

二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。  
平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 調査の名称

山梨県民保健医療意識調査

### 二 調査の目的

県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 三 報告を求める事項

- 1 健康状態及び病気に対する意識に関する事項
  - 2 健康診断の受診に関する事項
  - 3 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項
  - 4 「かかりつけ医」に関する事項
  - 5 不足と感じている診療科に関する事項
  - 6 医療機関を選ぶ方法に関する事項
  - 7 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項
  - 8 うつ病等への対策に関する事項
  - 9 救急医療に関する事項
  - 10 医療相談に関する事項
  - 11 歯科診療への要望に関する事項
  - 12 医療機関についての情報に関する事項
  - 13 医療施策全体への要望に関する事項
  - 14 臓器移植に対する意識に関する事項
  - 15 性別、年齢、健康保険の種類、同居家族及び居住市町村に関する事項
- 四 基準となる期日  
平成二十四年二月一日を調査基準日とする。
- 五 報告を求める者
- 1 調査地域  
山梨県全域
  - 2 調査対象  
県内市町村の住民基本台帳等から無作為に抽出した二十歳以上の者(四千五百人)
- 六 報告を求めるために用いる方法  
自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
- 七 報告を求める期間

平成二十四年二月一日から平成二十四年二月十五日までを調査期間とする。

**山梨県告示第三十四号**

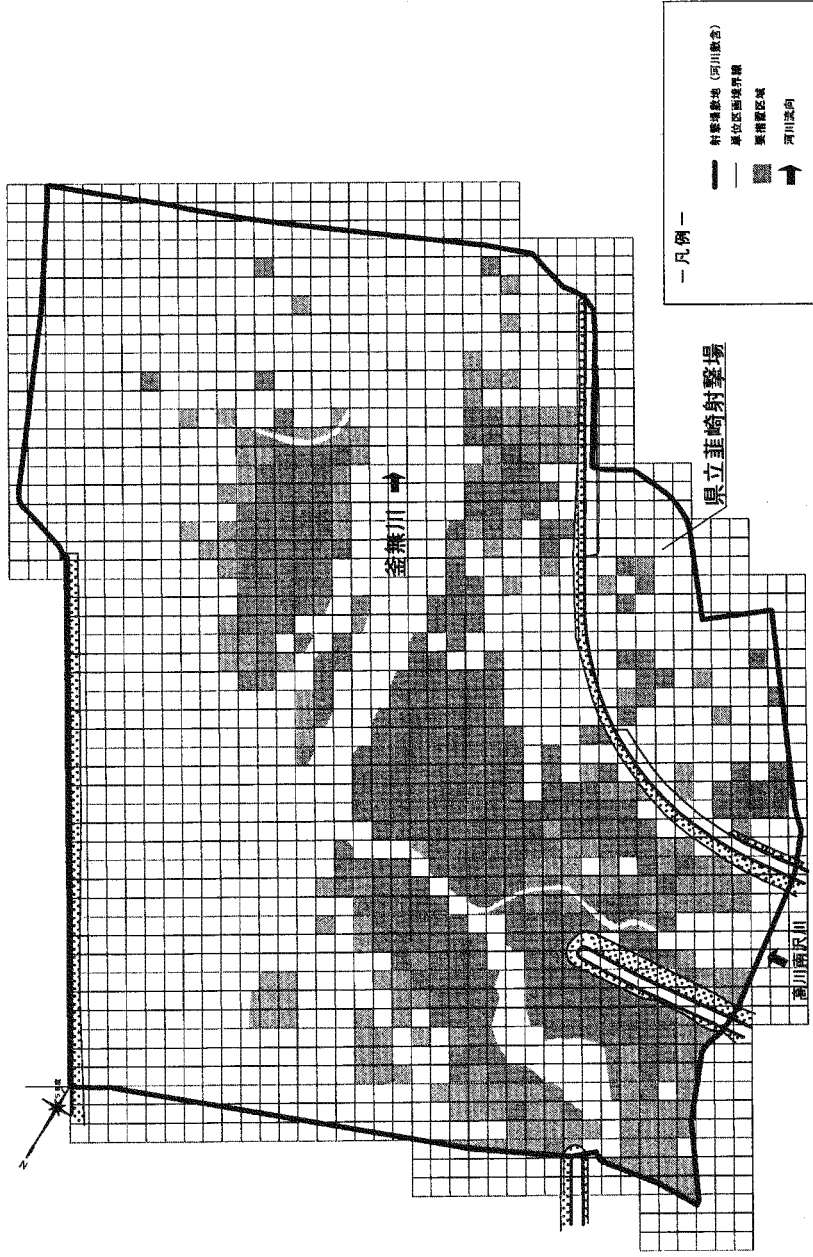
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 別図のとおり
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

図三



山梨県告示第三十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

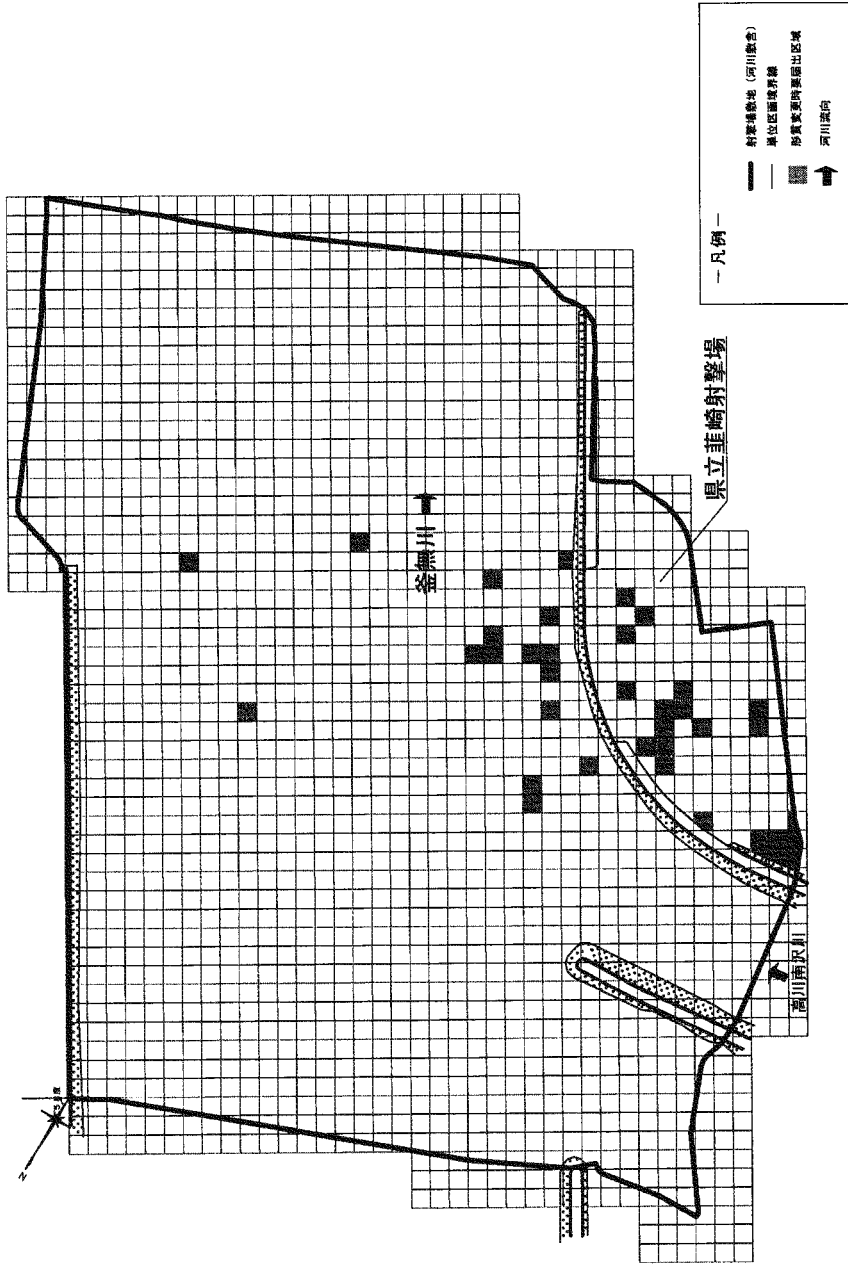
平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定する区域 別図のとおり

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



山梨県告示第三十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和五十二年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

一中「富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、及び「忍野村」を削る。

別添図面中昭和町に係る部分を次の図のように改める。

（次の図）は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。）

（経過措置）

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等（設置の工事をしていないものを含む。）であって、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

一中「富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、及び「忍野村」を削る。

別添図面中昭和町に係る部分を次の図のように改める。

（次の図）は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。）

（経過措置）

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等（設置の工事をしていないものを含

む。）であって、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三十八号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準（平成十六年山梨県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

別表中第一号から第十二号を削り、同表第十三号中「市川三郷町」の下に「に係る地域」を加え、同号を同表第一号とし、同表第十四号を第二号とし、第十五号を第三号とし、第十六号を第四号とし、同表第十七号A区域の項中「河西、上河東及び築地新居」を「築地新居、飯喰、河西及び上河東」に改め、同表B区域の項中「飯喰の全部並びに」を削り、「築地新居」の下に「飯喰」を加え、同号を同表第五号とし、同表中第十八号を第六号とし、第十九号を第七号とし、第二十号を削り、第二十一号を第八号とし、第二十二号を第九号とし、第二十三号を第十号とする。

別添図面中昭和町に係る部分を次の図のように改める。

（次の図）は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該区域を所管する林務環境事務所において公衆の縦覧に供する。）

附則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県告示第三十九号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第四第二号4の備考ただし書、別表第七第六号の表備考1ただし書及び別表第八の備考1ただし書の規定に基づく知事が指定する甲府市の地域における区域の区分（平成十二年山梨県告示第四百八十一号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四十号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第五付表第一号の規定に基づく知事



が指定する甲府市の区域（平成十二年山梨県告示第四百八十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	北杜八ヶ岳公園線	北杜市高根町上黒沢字宮尾根七八六番の一地先から北杜市高根町上黒沢字前田八四九番の四地先まで	一三九・六	平成二十四年一月三十日

### 山梨県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府葎崎線	甲斐市龍地字烏塚三〇三八番の五地先から	一四〇・〇	平成二十四年一月三十日

甲斐市龍地字大滝六四〇九番の一地先まで

## 公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消し

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第一百五十九条の九第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月二十八日
- 二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
有限会社ふじ福祉サービス	都留市井倉みとふし二九八番八	有限会社ふじ福祉サービス	都留市井倉みとふし二九八番八	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与	一九七一〇〇〇四三番八

### 三 処分の内容

平成十八年三月二十四日付け山梨県指令富東福第百二十八号 十九で指定した福祉用具貸与事業所、平成十九年九月十日付け山梨県指令富東福第七百三十九号 四で指定した特定福祉用具販売事業所及び平成二十一年二月二十五日付け山梨県指令富東福第九千四百八十号で指定した介護予防福祉用具貸与事業所の指定を取り消す。

### ● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（四ヶ村堰地区かんがい排水事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十四年一月三十日

縦覧書類 山梨県知事 横 内 正 明

変更後の県営土地改良事業計画書の概要

縦覧期間

平成二十四年一月三十一日から同年二月二十七日まで

縦覧場所

南アルプス市役所

意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十二月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社筒井建設

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町河内六十五番地一

3 破産管財人の氏名 齋藤祐次郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第二三三三三号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 鳴沢住建

2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村八百六十九番地

3 代表者の氏名 渡辺巳代治

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四五七三号

四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 奥秋建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 都留市大幡千九百六番地

3 代表者の氏名 奥秋幸治

三 許可番号 山梨県知事許可（特 一九）第七一一号

四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明



- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社ニチカ
  - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市徳永千六百十四番地一
  - 3 代表者の氏名 玄間弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第八四三〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十四年一月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社匠ハウジング
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町小石和百三十三番地五
  - 3 破産管財人の氏名 佐々木亮
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五三三三三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十四年一月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十九日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社羽田建設
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中八百十一番地
  - 3 代表者の氏名 羽田順一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 二二）第三八五六号
- 四 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十四年一月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社三井電気
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町箕輪二千二百十五番地
  - 3 代表者の氏名 三井和雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四八二三号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
 平成二十四年一月三十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社大澤工務店
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町室伏二百八十二番地
- 3 代表者の氏名 大澤徳雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第五七一〇号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年十二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 芦沢建築
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町福士二千九百三十七番地二
  - 3 代表者の氏名 芦澤晃
  - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八〇六号
  - 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十三年十二月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年一月二十日付けで中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 二 作業期間 平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 作業地域 中央市全域

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十四年一月十九日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基準点測量(3級)
- 二 作業期間 平成二十三年十一月一日から平成二十三年十二月二十二日まで
- 三 作業地域 甲斐市竜王地内